

ヤマキ株式会社に対する改善命令等の内容

- 1 今般、格付が適切でないことが確認された削りぶしを含め、ヤマキ株式会社（以下「ヤマキ」という。）がJASマークを付した全ての商品について、直ちに格付業務の点検を行うこと。
- 2 1の点検の結果、削りぶしの日本農林規格に照らし、法第14条第1項の規定による格付が適切になされておらず、不適正なJASマークを付した商品が確認された場合は、当該表示の除去又は抹消を行うこと。
- 3 ヤマキが、不適正な格付を行った主たる原因は、ヤマキのJAS制度に対する認識の欠如及びそのチェック体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- 4 3の結果を踏まえ、ヤマキ内において、JAS制度の啓発及びチェック体制を整備する等、再び不適正な格付を行うことがないように再発防止対策を実施すること。
- 5 1から4に基づき講じた措置について、平成21年3月9日までに農林水産大臣あて報告すること。